

総行女第5号
令和5年4月5日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

】
殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
（ 公 印 省 略 ）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の公布等について

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第49号）並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第139号）が令和5年3月31日に公布・告示されました。

これを受けて、別添1のとおり厚生労働省から都道府県の各機関の任命権者に対し、通知されるとともに、同省から当省に対して、令和5年3月31日付け職発0331第40号（別添2）により協力依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても、趣旨を十分ご理解の上、適切に対処いただきますようお願いするとともに、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知をお願いします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室 大森、福田
電話：03—5253—5546（直通）

職 発 0331 第 39 号

令和 5 年 3 月 31 日

都道府県の各機関の任命権者 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の公布等について

本日、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 49 号。以下「改正省令」という。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 139 号。以下「改正告示」という。）が公布・告示された。

これらは、昨年 12 月 16 日に公布された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）の改正事項のうち、施行期日が令和 5 年 4 月 1 日とされた事項に関する省令及び告示の整備を行うとともに、精神障害者である短時間労働者の障害者雇用率の算定特例の延長を行うものである。

主な内容は下記のとおりであり、公務部門に関連する改正事項として、精神障害者である短時間労働者の算定特例の延長（記第 1 の 3）及びこれに伴う障害者任免状況通報書等の改正（記第 2）がある。内容を十分理解の上、法の改正事項のうち他の同日施行の事項（雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化（法第 5 条関係））と併せて、貴職におかれては、円滑な施行に御協力いただきたい。

加えて、都道府県知事部局におかれては、下記内容について、貴都道府県所管の地方独立行政法人に対して周知されたい。

また、別途、貴都道府県の他の各機関の任命権者に対しては当職より、貴都道府県内の各市町村の各機関に対しては各都道府県労働局長より、それぞれ同様の通知を送付していることを申し添える。

なお、当職より、各都道府県知事、各指定都市市長及び各中核市市長宛に送付した「国家戦略特別区域法における障害者の雇用の促進等に関する法律の特例の施行について」（平成 29 年 12 月 15 日付け職発 1215 第 3 号）は、本通知をもって廃止する。

記

第 1 改正省令関係

1 障害者雇用率の算定特例の対象となる事業協同組合等の追加

- (1) 事業協同組合等（障害者雇用率の算定に当たり、その組合員たる事業主が雇用する労働者を当該事業共同組合等のみが雇用する労働者とみなす等の特例の対象となる組合をいう。）に、法第 45 条の 3 第 2 項に規定する特定有限責任事業組合（以下この 1 において「特定有限責任事業組合」という。）を追加すること。

（改正省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「規則」という。）第 8 条の 8 関係）

- (2) 特定有限責任事業組合が満たすべき要件は、次のとおりとすること。（規則第 8 条の 9 関係）

イ 中小企業者又は小規模の事業者のみがその組合員となっていること。

ロ その組合員たる事業主が雇用する労働者の数が常時法第 43 条第 7 項の厚生労働省令で定める数（43.5 人）以上であること。

ハ 有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）第 4 条第 1 項に規定する組合契約書（以下「組合契約書」という。）に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当該存続期間が更新される旨が記載又は記録されていること。

ニ 組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること。

ホ 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組合員の過半数若しくはこれを上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載又は記録されていること。

ヘ 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるものでないこと。

- (3) 特定有限責任事業組合は、次の解散の事由が生じた場合の措置のうち、当該特定有限責任事業組合が講ずることとするものを実施計画に記載するものとする。 （規則第 8 条の 10 関係）

イ 特定有限責任事業組合が自ら雇用する障害者である労働者（ロにおいて「特

定障害者」という。)を、当該特定有限責任事業組合の組合員たる事業主(ロにおいて「特定事業主」という。)が雇用すること。

ロ 特定事業主が協力して、障害者を雇用する意思がある事業主(特定事業主を除く。)に対し、特定障害者の雇入れを求めることその他の特定障害者の新たな雇用の機会の提供を行うこと。

2 在宅就業支援団体の登録等に関する事項の見直し

(1) 法第74条の3第2項の在宅就業支援団体の登録の申請をしようとする法人(以下「申請法人」という。)が厚生労働大臣に提出しなければならない書類について、次に掲げる事項の記載を不要とすること。(規則第36条の3関係)

イ 申請法人の役員の略歴

ロ 申請法人との間で締結した在宅就業契約に基づき在宅就業障害者が実施する物品製造等業務の種類

ハ 在宅就業障害者が在宅就業を行う場所

ニ 在宅就業障害者に係る業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

(2) 法第74条の3第4項第3号において、管理者の専任の要件が削除されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。(規則第36条の3、第36条の8、第36条の12及び第36条の13関係)

3 精神障害者である短時間労働者の障害者雇用率の算定特例の延長

精神障害者である短時間勤務職員又は短時間労働者についての雇用義務等に関する規定の適用に当たっては、雇入れの日等からの期間にかかわらず、当分の間、一人をもって一人とみなすこと。(規則附則第4条～附則第7条関係)

4 1の改正に伴い、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成26年厚生労働省令第33号。以下「区域法施行規則」という。)の関係規定を削除すること。(区域法施行規則第28条、第29条関係)

第2 改正告示関係

1 改正の概要

第1の改正に伴い、以下に掲げる様式において、所要の改正を行うこと。

① 様式第1号 障害者採用計画通報書

② 様式第1号の2 障害者採用計画通報書(法定雇用率2.5%が適用される教

育委員会用)

- ③ 様式第 2 号 障害者採用計画実施状況通報書
- ④ 様式第 2 号の 2 障害者採用計画実施状況通報書 (法定雇用率 2.5%が適用される教育委員会用)
- ⑤ 様式第 3 号 障害者任免状況通報書
- ⑥ 様式第 5 号の 3 法第 41 条の特例に係る国の機関の概要
- ⑦ 様式第 5 号の 5 法第 42 条の特例に係る地方公共団体の概要
- ⑧ 様式第 6 号 障害者雇用状況報告書
- ⑨ 様式第 6 号の 2 (1) 障害者雇用状況報告書 (法第 45 条の認定を受けた事業主用、事業主別)
- ⑩ 様式第 6 号の 2 (2) 障害者雇用状況報告書 (法第 45 条の認定を受けた事業主用、グループ全体)
- ⑪ 様式第 6 号の 3 (1) 障害者雇用状況報告書 (法第 45 条の 2 の認定を受けた事業主用、事業主別)
- ⑫ 様式第 6 号の 3 (2) 障害者雇用状況報告書 (法第 45 条の 2 の認定を受けた事業主用、グループ全体)
- ⑬ 様式第 6 号の 4 (1) 障害者雇用状況報告書 (法第 45 条の 3 の認定を受けた事業主用、事業主別)
- ⑭ 様式第 6 号の 4 (2) 障害者雇用状況報告書 (法第 45 条の 3 の認定を受けた事業主用、グループ全体)
- ⑮ 様式第 6 号の 6 親事業主及び子会社の概要
- ⑯ 様式第 6 号の 10 親事業主及び関係子会社の概要
- ⑰ 様式第 6 号の 12 事業協同組合等及び特定事業主の概要
- ⑱ 様式第 7 号の 2 在宅就業支援団体登録申請書
- ⑲ 様式第 7 号の 3 在宅就業支援団体登録事項変更届出書
- ⑳ 様式第 7 号の 7 在宅就業支援団体業務報告書

2 経過措置

改正告示の適用の際現にある改正告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正告示による改正後の様式によるものとみなすこととし、改正告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

以上

職 発 0331 第 40 号
令和 5 年 3 月 31 日

総務省自治行政局公務員部長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の公布等について

本日、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 49 号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 139 号）が公布・告示された。

これらは、昨年 12 月 16 日に公布された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）の改正事項のうち、施行期日が令和 5 年 4 月 1 日とされた事項に関する省令及び告示の整備を行うとともに、精神障害者である短時間労働者の障害者雇用率の算定特例の延長を行うものである。

今般、これらの内容について、別添により都道府県の各機関に通知したところであり、市町村の各機関に対しては、各都道府県労働局長より通知することとしている。

公務部門に関連する改正事項として、精神障害者である短時間労働者の算定特例の延長（別添記第 1 の 3）及びこれに伴う障害者任免状況通報書等の改正（別添記第 2）がある。内容を十分理解の上、法の改正事項のうち他の同日施行の事項（雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化（法第 5 条関係））と併せて、貴職におかれてもその内容につき承知おきいただくとともに、都道府県及び市町村に対し、適切に助言・啓発されたい。

○厚生労働省告示第百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第四十九号）の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第六条第一項及び第八条並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなし、この告示の適用の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和五年三月三十一日

様式第一号（裏面）及び様式第一号の二（裏面）〔注意〕6を次のように改める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

6 「計画の基礎」の⑦欄に記載する障害者の数は、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（短時間勤務職員は除く。以下この6において同じ。）については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である職員2人とみなし、精神障害者である短時間勤務職員については、1人につき精神障害者である職員1人とみなし、重度身体障害者以外の身体障害者又は重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である職員0.5人とみなして算定すること。

様式第2号 (裏面)

〔注意〕

- 1 ④(イ)、(ロ)、(ハ)及び④(ウ)欄並びに②(イ)、(ロ)、(ハ)及び②(ウ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 2 6月1日現在の障害者採用計画実施状況を通報する場合には、③欄には同年6月1日現在で作成した「障害者任免状況通報書」の⑩欄から⑫欄までは当該「障害者任免状況通報書」の⑩欄から⑫欄までの数がそれぞれ記載されることとなること。
- 3 ⑧欄には、「障害者採用計画通報書」において組織の区分をした機関にあっては当該通報書に記載した組織の区分をそのまま記載し、それ以外の機関にあっては組織の区分をしないこと。
- 4 ⑩欄に記載する障害者の数は、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（短時間勤務職員を除く。）については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である職員2人とみなし、精神障害者である短時間勤務職員については、1人につき精神障害者である職員1人とみなし、重度身体障害者以外の身体障害者又は重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である職員0.5人とみなして算定すること。
- 5 ⑨欄及び⑫欄には、「障害者採用計画通報書」のCの「合計」欄の⑪欄及び⑬欄の数をそのまま記載することとなること。
- 6 ①欄から⑧欄までには、計画始期から本通報作成時までの間における現実の採用状況を記載すること。
- 7 ⑫(ホ)、(カ)及び⑫(ウ)欄並びに⑫欄には、小数点以下第1位までを記載すること。
- 8 ⑩欄には、小数点以下第2位を四捨五入した数を記載すること。
- 9 その他特記事項がある場合は、D欄に記載すること。

様式第二号の二を次のように改める。
様式第二号の2（第1条関係）（表面）

障害者採用計画実施状況通報書（法定雇用率2.5%が適用される教育委員会用）

機関名

令和 年 月 日現在

A 計画の始期及び終期	B 本通報作成時における在職状況													
	① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数	② 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員のうち、重度身体障害者以外の身体障害者の数	③ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員の数	④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員の数	⑤ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員の数	⑥ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員の数	⑦ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員の数	⑧ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員の数	⑨ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員の数	⑩ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員の数	⑪ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員の数	⑫ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員の数	⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員のうち、重度身体障害者である職員の数	
① 始期 令和 年 月 日	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
② 終期 令和 年 月 日	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
③ 採用計画実施率 $\frac{d/c}{b/a} \times 100$		%		備考										
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第6条の規定により、上記のとおり通報する。														
令和 年 月 日	厚生労働大臣 殿													
任命権者の官職及び氏名														
記入担当者 所属部署名 氏名														

様式第2号の2 (裏面)

〔注意〕

- 1 ④(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び④(ウ)欄並びに②(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び④(ウ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 2 6月1日現在の障害者採用計画実施状況を通報する場合には、③欄には同年6月1日現在で作成した「障害者任免状況通報書」の⑩欄の数が、④欄には当該「障害者任免状況通報書」の④欄の数が、⑤欄から⑦欄までには当該「障害者任免状況通報書」の⑩欄から⑫欄までの数がそれぞれ記載されることとなること。
- 3 ⑧欄には、「障害者採用計画通報書」において組織の区分をした機関にあっては当該通報書に記載した組織の区分をそのまま記載し、それ以外の機関にあっては組織の区分をしないこと。
- 4 ⑩欄に記載する障害者の数は、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（短時間勤務職員を除く。）については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である職員2人とみなし、精神障害者である短時間勤務職員については、1人につき精神障害者である職員1人とみなし、重度身体障害者以外の身体障害者又は重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である職員0.5人とみなして算定すること。
- 5 ⑨欄及び⑩欄には、「障害者採用計画通報書」のCの「合計」欄の⑪欄及び⑫欄の数をそのまま記載することとなること。
- 6 ①欄から③欄までには、計画始期から本通報作成時までの間における現実の採用状況を記載すること。
- 7 ⑫(イ)、(ロ)及び⑫(ウ)欄並びに⑬欄には、小数点以下第1位までを記載すること。
- 8 ⑭欄には、小数点以下第2位を四捨五入した数を記載すること。
- 9 その他特記事項がある場合は、D欄に記載すること。

様式第三号を次のように改める。
様式第三号(第2条関係)(表面)

障害者任用状況通報告書

機関名

令和 年 6 月 1 日 現在

(日本産業規格A列)

A 任用状況		① 職員の数 (注2) 2.3参照		② 除外職員の数 (注3) 3.4参照		③ 旧除外職員の数 (注3) 3.5参照		④ 旧除外職員の総数 (注3) 3.6参照					
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の総数 = a + (b × 0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の総数 = d + (e × 0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 旧除外職員の総数 = g + (h × 0.5)	i 旧除外職員の総数					
人	人	人	人	人	人	人	人	人					
⑤ 身体障害者・知的障害者又は精神障害者である職員の数 (注3) 3.6参照													
(1) 重度身体障害者 (2) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(3) 重度身体障害者 (4) 重度身体障害者以外の短時間勤務職員	(5) 重度知的障害者 (6) 重度知的障害者以外の短時間勤務職員	(7) 重度知的障害者 (8) 重度知的障害者以外の短時間勤務職員	(9) 知的障害者の数 = (7 × 2) + (8 × 0.5)	(10) 精神障害者 (11) 精神障害者である短時間勤務職員	(12) 精神障害者 (13) 精神障害者である短時間勤務職員	(14) 精神障害者の数 = (12 × 2) + (13 × 0.5)	(15) 知的障害者の数 = (9 × 2) + (10 × 0.5)	(16) 精神障害者 (17) 精神障害者である短時間勤務職員				
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				
B 上記に基づき計算													
⑥ 現在設定されている除外率 (注3) 7参照		⑦ ⑥に基づく除外率 (注3) 10参照		⑧ 適用される除外率 (注3) 11参照		⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 = ①c - ②f - (③c - ④) × ⑧ (注3) 12参照		⑩ 障害者計 = ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ (注3) 13参照		⑪ 実雇用率 = (⑩ / ①) × 100 (注3) 14参照		⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならぬ身体障害者・知的障害者又は精神障害者の数 (注3) 15参照	
%		%		%		%		%		%		%	
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数													
区分		人数		区分		人数		区分		人数		人数	
視力障害者 (第1号に該当する者)		視力障害者 人		上肢不自由		人		心臓機能障害		人		人	
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)		聴覚機能障害者 人 平衡機能障害者 人		下肢不自由		人		じん臓機能障害		人		人	
音声・言語・そしゃく機能障害者 (第3号に該当する者)		人		身体機能障害		人		呼吸器機能障害		人		人	
		人		上肢機能障害		人		ぼうこう又は直腸機能障害		人		人	
		人		移動機能障害		人		小腸機能障害		人		人	
		人		内部障害者 (第5号に該当する者)		人		免疫機能障害		人		人	
		人		移動機能障害		人		肝臓機能障害		人		人	
D 障害者雇用推進者													
氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名	
E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL													
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり記載する。													
令和 年 月 日 厚生労働大臣 厚生労働局長 任命権者の官職及び氏名													

様式第3号 (裏面)

【注意】

1 二以上の障害を有する者については、いずれか一の障害のみについて記載すること。

2 ①欄には、当該機関に常時勤務する職員の数を記載すること。

3 ①a欄、②d欄、③g欄並びに④(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)欄は、短時間勤務職員を除くこと。

4 ②欄には、[参考1]に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。

5 ③欄には、[参考2]に掲げる職種の属する職員の数を記載すること。

6 ④欄の()内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。

7 ⑤欄には、直前に提出した障害者任労状況通報書の⑧欄「適用される除外率」に記載した数を記載すること。合併により新たに生じた機関あるいは合併等により新たに通報義務が生じた機関においては、⑤欄は記入不要とし、⑥欄まで及び⑦欄を記入すること。

8 ⑥欄には、当該年度の6月1日時点における基準割合を記載すること。

9 ⑥欄には、小数点以下第1位を切り捨てた数を記載すること。

10 ⑦欄には、[参考3]に従い、基準割合(⑥)に⑦欄の数字を記入すること。基準割合が25%未満であるときは10とする。

11 ⑧欄には、⑤欄の数と⑦欄の数の差が10以上となったときは⑧欄の数を、10以上とならないときは⑤欄の数を記載すること(合併等により⑤欄に記入しなかった機関においては、⑦欄の数を記載すること)。

12 ⑨欄には、職員の数(①a)から除外職員数(②f)及び除外率相当職員数(①c×②h×⑧、1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を控除した数を記載すること。

13 ①c欄、②f欄、③i欄、④(イ)、(ロ)及び(ハ)欄並びに⑥欄には、小数点以下第1位まで記載すること。

14 ①欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。

15 ②欄には、⑩欄の数を⑨欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

【参考1】 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第11条に掲げる職員

○警察官 ○皇宮護衛官 ○自衛官 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒 ○消防官及び入国警備官 ○密輸入人の取締りを職務とする者 ○麻薬取締官及び麻薬取締員 ○海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校及び海上保安学校の学生及び生徒 ○消防吏員及び消防団員 ○在外公館(政府代表部を除く。)に勤務する外務公務員(令和6年12月31日までの間)

【参考2】 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第3条に掲げる職員

○国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第3項第2号から第11号までに掲げる職員(同項第9号に掲げる職員については、就任について国会の議決又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。)及び船員である職員 ○裁判官、検察官、大学及び高等専門学校(令和25年法律第261号)第3条第3項第1号に掲げる職(就任について地方公共団体の議会の議決又は同意によることを必要とする職に限る。)及び第4号に掲げる職に属する職員 ○国会の衛兵 ○法廷の警備を職務とする者 ○漁業監督官及び漁業監督吏員並びに森林警察を職務とする者 ○航空交通管理官 ○医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師、看護補助師 ○小学校教育を行う学校(専ら児童を教育を行う学校を除く。)及び幼稚園の教育職員 ○児童福祉施設において児童の介護、教養又は養育を職務とする者 ○動物検疫所の家畜防疫官及び監視員又は種痘牛馬の飼養管理を職務とする者 ○航空機への搭乗を職務とする者 ○鉄道車両、軌道車両、索道車又は自動車(旅客運送事業用バス、大型トラック及びブローカー、ロトローラーその他の特殊作業用自動車に限る。)の運転に従事する者 ○鉄道又は軌道の転で、連結、換車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者 ○建設用重機械の操作、起重機の運転又は玉掛けの作業を職務とする者 ○多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者

【参考3】 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第4

基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)
95%以上	75%	70%以上75%未満	50%	45%以上50%未満	25%
90%以上95%未満	70%	65%以上70%未満	45%	40%以上45%未満	20%
85%以上90%未満	65%	60%以上65%未満	40%	35%以上40%未満	15%
80%以上85%未満	60%	55%以上60%未満	35%	30%以上35%未満	10%
75%以上80%未満	55%	50%以上55%未満	30%	25%以上30%未満	5%

様式第5号の3 (第3条の2第2項関係) (表面)

(日本産業規格A列4)

法第41条の特例に係る国の機関の概要

令和 年 月 日現在

A 省庁の概要	① 機関の名称		② 任命権者の官職		
B 外局等の概要	③ 機関の名称		④ 任命権者の官職		
	⑤ ③の機関が①の省庁の外局等であることの根拠となる法令の条項				
C 除外率の設定等	⑥ 省庁及び外局等の除外職員総数		(イ) 常時勤務職員の数(短時間勤務職員を除く) 人	(ロ) 短時間勤務職員の数 人	(ハ) 職員の数[⑥のイ+⑥のロ×0.5] 人
	⑦ 省庁及び外局等の旧除外職員総数		(イ) 常時勤務職員の数(短時間勤務職員を除く) 人	(ロ) 短時間勤務職員の数 人	(ハ) 職員の数[⑦のイ+⑦のロ×0.5] 人
	⑧ 基準割合 %		⑨ 特例の認定後に適用される除外率 %		
D 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の採用状況	⑩ 職員の数	(イ) 常時勤務する職員の数(短時間勤務職員を除く)	省庁	外局等	合計
		(ロ) 短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ハ) 職員の総数[⑩のイ+⑩のロ×0.5]	人	人	人
		(ニ) 除外職員を除く職員の数	人	人	人
		(ホ) 除外率	%	%	%
		(ヘ) 法定雇用率算定の基礎となる職員の数 [⑩のイ-⑩のニ×⑩のホ]	人	人	人
	⑪ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数	(イ) 重度身体障害者の数	人	人	人
		(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	人	人
		(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ホ) 身体障害者の数 [(⑪のイ×2)+⑪のロ+⑪のハ+(⑪のニ×0.5)]	人	人	人
		(ヘ) 重度知的障害者の数	人	人	人
		(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	人	人
		(チ) 重度知的障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ス) 知的障害者の数 [(⑪のヘ×2)+⑪のト+⑪のチ+(⑪のリ×0.5)]	人	人	人
		(ル) 精神障害者の数	人	人	人
		(ワ) 精神障害者である短時間勤務職員の数	人	人	人
		(ヅ) 精神障害者の数 [⑪のル+⑪のワ]	人	人	人
		⑫ 計 [⑩のホ+⑪のス+⑪のヅ]	人	人	人
⑬ 実雇用率 (⑫/⑩のヘ×100)	%	%	%		
⑭ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数[(⑩のヘ×法定雇用率)-⑫]	人	人	人		

様式第五号の三を次のように改める。

様式第5号の3 (裏面)

〔注意〕

- 1 ①欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第41条の特例の承認を申請する省庁（内閣府設置法第49条第1項に規定する機関又は国家行政組織法第3条第2項に規定する省若しくは庁をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。
- 2 ③欄には、①欄の省庁の外局等（内閣府設置法第49条第2項に規定する機関、国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会若しくは庁又は同法第8条の3に規定する特別の機関をいう。以下同じ。）であって、①欄の省庁とともに法第41条の特例の承認を申請する機関の名称を記載すること。
なお、①欄の省庁に複数の外局等があり、これらについて同時に特例承認の申請を行う場合は、B欄及びD欄の外局等にかかる欄については、各外局ごとの内訳を記載すること（3つの外局について承認の申請を行う場合は、当該欄内に3行に分けて記載するなど）。
- 3 ⑤欄には、③欄の外局等が①欄の省庁の外局等であることの根拠となる法令の条項を記載すること。
- 4 ⑥(i)欄、⑦(i)欄、⑩(i)欄並びに⑪(i)、(ロ)、(ハ)、(ト)及び(リ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 5 ⑥欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第1に掲げる職員の数を記載すること。
- 6 ⑦欄には、令別表第3に掲げる職員の数を記載すること。
- 7 ⑧欄は、除外職員を除く職員の数（⑩(ニ)合計欄）に占める旧除外職員の総数（⑦(ハ)欄）の割合を記載すること。
- 8 ⑨欄は、令別表第4に従い、基準割合（⑧欄）に応じた除外率の数字を記載すること。基準割合25%未満であるときは0とすること。
- 9 ⑩(ニ)欄には、⑩(ハ)欄の数から令別表第1に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。
- 10 ⑩(ホ)合計欄には⑨欄の数字を記載すること。
- 11 ⑩(ハ)欄には、⑩(ニ)欄の数に⑩(ホ)欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑩(ニ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 12 ⑥(ハ)欄、⑦(ハ)欄、⑩(ハ)、(ニ)及び(ハ)欄、⑪(ホ)、(ス)及び(リ)欄並びに⑫欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 13 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 14 ⑭欄には、⑩(ハ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑫欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
- 15 ⑭欄の合計欄の数が0より大きい場合には障害者採用促進計画を添付すること。
- 16 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第5号の5 (第3条の3第2項関係) (表面)

(日本産業規格A列4)

法第42条の特例に係る地方公共団体の概要

令和 年 月 日現在

A 認定申請地方機関の概要	① 機関の名称		② 任命権者の官職		
	B その他申請機関の概要		④ 任命権者の官職		
C 除外率の設定等	③ 機関の名称		⑤ 認定申請地方機関及びその他申請機関における任免関係等(根拠となる法令の条項)		
	⑥ その他申請機関に常時勤務する職員のうち、認定申請地方機関において採用された者の数		(イ) 常時勤務職員の数(短時間勤務職員を除く)	(ロ) 短時間勤務職員の数	(ハ) 職員の数[⑥のイ+(⑥のロ×0.5)]
	⑦ 認定申請地方機関及びその他申請機関の除外職員総数		(イ) 常時勤務職員の数(短時間勤務職員を除く)	(ロ) 短時間勤務職員の数	(ハ) 職員の数[⑦のイ+(⑦のロ×0.5)]
D 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の採用状況	⑧ 認定申請地方機関及びその他申請機関の旧除外職員総数		(イ) 常時勤務職員の数(短時間勤務職員を除く)	(ロ) 短時間勤務職員の数	(ハ) 職員の数[⑧のイ+(⑧のロ×0.5)]
	⑨ 基準割合		⑩ 特例の認定後に適用される除外率		%
	⑪ 職員の数		(イ) 常時勤務する職員の数(短時間勤務職員を除く)	人	人
D 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数	(ロ) 短時間勤務職員の数		人	人	人
	(ハ) 職員の総数[⑪のイ+(⑪のロ×0.5)]		人	人	人
	(ニ) 除外職員以外の職員の総数		人	人	人
	(ホ) 除外率		%	%	%
	(ヘ) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 [⑪のニ-(⑪のホ×⑪のホ)]		人	人	人
	(イ) 重度身体障害者の数		人	人	人
	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数		人	人	人
	(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員の数		人	人	人
	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員の数		人	人	人
	(ホ) 身体障害者の数 [(⑫のイ×2)+⑫のロ+⑫のハ+(⑫のニ×0.5)]		人	人	人
	(ヘ) 重度知的障害者の数		人	人	人
	(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者の数		人	人	人
	(チ) 重度知的障害者である短時間勤務職員の数		人	人	人
	(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員の数		人	人	人
	(ス) 知的障害者の数 [(⑬のヘ×2)+⑬のト+⑬のチ+(⑬のリ×0.5)]		人	人	人
	(ル) 精神障害者の数		人	人	人
	(ヲ) 精神障害者である短時間勤務職員の数		人	人	人
(ワ) 精神障害者の数 [⑬のル+⑬のヲ]		人	人	人	
⑬ 計 [⑫のホ+⑫のス+⑫のワ]		人	人	人	
⑭ 実雇用率 (⑬/⑪のヘ×100)		%	%	%	
⑮ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数[(⑪のヘ×法定雇用率)-⑬]		人	人	人	

様式第五号の五を次のように改める。

様式第5号の5 (裏面)

〔注意〕

- 1 ①欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第42条の特例の認定を申請する地方公共団体の機関（以下「認定申請地方機関」という。）の名称を記載すること。
- 2 ③欄には、①欄の認定申請地方機関以外の地方公共団体の機関であって、当該認定申請地方機関とともに法第42条の特例の認定を申請する機関（以下「その他申請機関」という。）の名称を記載すること。
なお、3つ以上の機関等について同時に特例認定の申請を行う場合は、B欄及びD欄のその他申請機関にかかる欄については、各機関ごとの内訳を記載すること（3つの機関と特例認定の申請を行う場合は、当該欄内に3行に分けて記載するなど）。
- 3 ⑤欄には、認定申請地方機関とその他申請機関の職員（任命権者を含む。）の任免関係等を記載するとともに、括弧内にその根拠となる法令の条項を記載すること。
(記載例)
 - ・ ①欄に知事部局、③欄に都道府県教育委員会を記載した場合
知事→教育委員会の委員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条）
教育委員会→
 - 教育長（同法第16条）
 - 事務局職員（同法第19条第7項）
 - 所管教育機関の職員等（同法第23条第3号、第34条）
 - ・ ①欄に知事部局、③欄に地方公営企業を記載した場合
知事→管理者（地方公営企業法第7条の2第1項）
管理者→職員（同法第9条第2号）
 - ・ ①欄に市長部局、③欄に一部事務組合を記載し、当該市長が当該一部事務組合の管理者を兼ねている場合
市長＝管理者（〇〇事務組合同規約第〇条第〇項）
管理者→職員（同規約第〇条第〇項）
- 4 ⑥(イ)欄、⑦(イ)欄、⑧(イ)欄、⑪(イ)欄並びに⑫(イ)、(ロ)、(ハ)、(ト)及び(ル)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 5 ⑥欄には、①欄の認定申請地方機関において任命された職員のほか、地方自治法第252条の17の規定に基づき当該認定申請地方機関から③欄のその他申請機関へ派遣されている職員、当該認定申請地方機関を退職し現在は当該その他申請機関の職員であるものの一定期間勤務後は当該認定地方機関の職員として再び任命される見込みである職員等事実上当該認定申請地方機関において任免を行っている職員を含んだ数を記載すること。
- 6 ⑦欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第1に掲げる職員の数を記載すること。
- 7 ⑧欄には、令別表第3に掲げる職員の数を記載すること。
- 8 ⑨欄は、除外職員を除く職員の数（⑪(ニ)合計欄）に占める旧除外職員の総数（⑧(ハ)欄）の割合を記載すること。
- 9 ⑩欄は、令別表第4に従い、基準割合（⑨欄）に応じた除外率の数字を記載すること。基準割合が25%未満であるときは0とすること。
- 10 ⑪(ニ)欄には、⑪(ハ)欄の数から令別表第1に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。
- 11 ⑪(ホ)合計欄には⑩欄の数字を記載すること。
- 12 ⑪(ハ)欄には、⑪(ニ)欄の数に⑪(ホ)欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑪(ニ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 13 ⑥(ハ)欄、⑦(ハ)欄、⑧(ハ)欄、⑪(ハ)、(ニ)及び(ハ)欄、⑫(ホ)、(ヌ)及び(リ)欄並びに⑬欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 ⑭欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 15 ⑮欄には、⑪(ハ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑬欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
- 16 ⑯欄の合計欄の数が0より大きい場合には障害者採用促進計画を添付すること。
- 17 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第6号 (第4条関係) (表面)

(日本産業規格A列4)

障害者雇用状況報告書

令和 年 6 月 1 日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

A 事業主	(ふりがな) 法人名称	住所 <small>法人にあっては はなるとする事業 所の所在地</small>	〒		① 事業 の種類	産業 分類	② 事業所 の数	
	(ふりがな) 氏名又は代表 者氏名		— —					
	③ 法人番号		(TEL — —)					
	区 分		合 計					C 事業所別の内訳
B 雇 用 の 状 況	④ 適用事業所番号	/	—	—	—	—	—	—
	⑤ 事業所の名称		—	—	—	—	—	—
	⑥ 事業所の区分 1 特例子会社に含まれる事業所 2 指定障害福祉支援A型事業所 3 上記1及び2以外		—	—	—	—	—	—
	⑦ 事業所の所在地		—	—	—	—	—	—
	⑧ 事業の内容		—	—	—	—	—	—
	⑨ 除外率		%	%	%	%	%	%
	⑩ 常用雇用労働者の数		人	人	人	人	人	人
	(a) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人	人	人	人	人	人
	(b) 短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人
	(c) 常用雇用労働者の数 【(a)+(b)×0.5】		人	人	人	人	人	人
	(d) 法定雇用障害者の算定の基礎 となる労働者の数		人	人	人	人	人	人
	⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数		人	人	人	人	人	人
	(a) 重度身体障害者の数		()	()	()	()	()	()
	(b) 重度身体障害者以外の 身体障害者の数		()	()	()	()	()	()
(c) 重度身体障害者である 短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()		
(d) 重度身体障害者以外の身体障 害者である短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()		
(e) 身体障害者の数 【(c)×2+(d)×0.5】	()	()	()	()	()	()		
(f) 重度知的障害者の数	()	()	()	()	()	()		
(g) 重度知的障害者以外の 知的障害者の数	()	()	()	()	()	()		
(h) 重度知的障害者である 短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()		
(i) 重度知的障害者以外の知的障 害者である短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()		
(j) 知的障害者の数 【(h)×2+(i)×0.5】	()	()	()	()	()	()		
(k) 精神障害者の数	()	()	()	()	()	()		
(l) 精神障害者である 短時間労働者の数	()	()	()	()	()	()		
(m) 精神障害者の数 【(k)+(l)】	()	()	()	()	()	()		
⑫ 計	人	人	人	人	人	人		
⑬ 実雇用率 ⑫/⑩×100	%	%	%	%	%	%		
⑭ 身体障害者、知的障害者又は 精神障害者の不足数 【⑫×法定雇用率-⑩】	人	人	人	人	人	人		
D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数								
視覚障害者 (第1号に該当する者)	人	人	人	人	人	人		
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	人	人	人	人	人	人		
音声・言語・そしらく機能障害者 (第3号に該当する者)	人	人	人	人	人	人		
肢体不自由者 (第4号に該当する者)	人	人	人	人	人	人		
内部障害者 (第5号に該当する者)	人	人	人	人	人	人		
E 障害者 雇用推進者	氏名	氏名	F 記入 担当者		所属課名	氏名		

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所
処理欄

様式第六号を次のように改める。

様式第6号 (裏面)

〔注意〕

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条、第45条の2又は第45条の3の特例の認定を受けた事業主については、この様式は使用せず、それぞれ様式第6号の2、様式第6号の3又は様式第6号の4を使用すること。
- 2 ①欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ②欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 4 ⑥欄には、法第44条の特例における子会社に含まれる事業所である場合は「1」を、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）の場合は「2」を、それ以外の事業所である場合は「3」を記載すること。
- 5 ⑧欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 6 ⑨欄には、⑧欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 7 ⑩(イ)欄並びに⑩(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者の数を含めないこと。
- 8 ⑩(ニ)欄には、⑩(ハ)欄の数に⑨欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑩(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 9 ⑪欄及び⑫欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 10 ⑩(ハ)及び(ニ)欄、⑪(リ)、(カ)及び(ル)欄並びに⑫欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 11 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 12 ⑭欄には、⑩(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑫欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.3、特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2に掲げるものに限る。）にあつては100分の2.6であること。
- 13 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。
- 14 E欄の障害者雇用推進者とは、法第78条第2項の規定に基づいて選任される者をいうものであること。

様式第6号の2(1)(第4条関係)(表面)

障害者雇用状況報告書 (法第45条の認定を受けた事業主用、事業主別)

(日本産業規格A列4)

Report ID input fields

令和 年 月 日現在

Main reporting table with sections A (事業主), B (会社名), C (雇用の状況), D (事業所別の内訳), and E (障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数)

様式第六号の二(1)を次のように改める。

安定所 処理欄

様式第6号の2(1) (裏面)

〔注意〕

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第44条の特例における子会社（以下単に「特例子会社」という。）及び法第45条の特例における関係会社（以下単に「関係会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主（以下単に「実際の雇用主」という。）ごとにそれぞれ別葉とすること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ③欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ④欄及び⑩欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ⑤欄及び⑫欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 6 B欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が親事業主である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。
- 7 ⑦欄には、実際の雇用主が、特例子会社である場合には「1」を、関係会社である場合には「2」を記載すること。
- 8 ⑯欄には、特例子会社に含まれる事業所である場合は「1」を、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）の場合は「2」を、それ以外の事業所である場合は「3」を記載すること。
- 9 ⑱欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 10 ⑲欄には⑱欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 11 ⑳(イ)欄並びに㉑(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び㉒(ヨ)欄には、短時間労働者を含めないこと。
- 12 ⑳(ニ)欄には、㉑(ハ)欄の数に⑲欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を㉑(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 13 ㉒欄及び㉓欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 14 ㉑(ハ)及び㉑(ニ)欄、㉑(リ)、(カ)及び㉑(レ)欄並びに㉓欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 15 ㉔欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 16 ㉕欄には、㉑(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、㉓欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.3であること。
- 17 E欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

様式第6号の2(2) (第4条関係) (表面)

(日本産業規格A列4)

Form for registration number and other identifiers.

障害者雇用状況報告書 (法第45条の認定を受けた事業主用、グループ全体)

令和 年 月 1日現在

Main reporting form with sections A (親事業主), B (雇用の状況), C (事業主ごとの内訳), D (障害者の雇用促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数), and E (障害者雇用推進者).

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所 処理欄

様式第六号の二(2)を次のように改める。

様式第6号の2(2) (裏面)

〔注意〕

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第44条の特例における子会社（以下単に「特例子会社」という。）及び法第45条の特例における関係会社（以下単に「関係会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成すること。
- 2 親事業主が個人である場合には、①欄及び⑦欄については当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 親事業主が個人である場合には、③欄及び⑧欄については当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ⑥欄については、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）を含まない親事業主の場合は「1」を、A型事業所を含む親事業主の場合は「2」を、特例子会社の場合は「3」を、A型事業所を含まない関係会社の場合は「4」を、A型事業所を含む関係会社の場合は「5」を記載すること。
この際、親事業主、特例子会社、A型事業所を含まない関係会社、A型事業所を含む関係会社の順に記載すること。
- 5 ⑨(イ)欄並びに⑩(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 6 Cの⑨欄から⑪欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の2(1)「障害者雇用状況報告書（法第45条の認定を受けた事業主用、事業所別）」のCの⑳欄から㉔欄までに記載した数字を記載すること。
- 7 ⑩欄及び⑪欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 8 ⑨(ハ)及び(ニ)欄、⑩(リ)、(カ)及び(レ)欄並びに⑪欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9 ⑫欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑬欄には、⑨(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑪欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.3であること。
- 11 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

様式第6号の3(1) (第4条関係) (表面)

障害者雇用状況報告書

(日本産業規格A列4)

(法第45条の2の認定を受けた事業主用、事業主別)

令和 年 月 日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。		令和 年 月 日		公共職業安定所長 殿				
A 親事業主	(ふりがな) ① 法人名称	③ 主たる事務所の所在地	〒	—	④ 事業の種類	産業分類	⑤ 事業所の数	
	(ふりがな) ② 氏名又は代表者氏名		(TEL)	—				—
	⑥ 法人番号							
B 関係子会社	(ふりがな) ⑦ 法人名称	⑨ 主たる事務所の所在地	〒	—	⑩ 事業の種類	産業分類	⑪ 事業所の数	
	(ふりがな) ⑧ 氏名又は代表者氏名		(TEL)	—				—
	⑫ 法人番号							
C 雇用の状況	区分	合計	D 事業所別の内訳					
	⑬ 適用事業所番号		—	—	—	—	—	—
	⑭ 事業所の名称							
	⑮ 事業所の区分 1 指定就労継続支援A型事業所 2 上記1以外							
	⑯ 事業所の所在地							
	⑰ 事業の内容							
	⑱ 除外率		%	%	%	%	%	%
	⑲ 常用雇用労働者の数							
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人	人
	(ロ) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	人	人	人	人	人	人	人
	⑳ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数							
(イ) 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(イ) 身体障害者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	
(イ) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ハ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ニ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(イ) 知的障害者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	
(イ) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ロ) 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ハ) 精神障害者の数 [(イ)+(ロ)]	人	人	人	人	人	人	人	
㉑ 計 [⑳+(イ)+(ロ)]	人	人	人	人	人	人	人	
㉒ 実雇用率 [(㉑)/⑲×100]	%							
㉓ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(⑲)×法定雇用率]-㉑]	人							
E 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数								
視覚障害者 (第1号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	
音声・言語・そしゃく機能障害者 (第3号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	
肢体不自由者 (第4号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	
内部障害者 (第5号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所 処理欄	
------------	--

様式第六号の三(1)を次のように改める。

様式第6号の3(1) (裏面)

〔注意〕

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の2の特例における関係子会社（以下単に「関係子会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主（以下単に「実際の雇用主」という。）ごとにそれぞれ別業とすること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ③欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ④欄及び⑩欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ⑤欄及び⑪欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 6 B欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が親事業主である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。
- 7 ⑮欄には、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）の場合は「1」を、それ以外の事業所である場合は「2」を記載すること。
- 8 ⑰欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 9 ⑱欄には、⑰欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 10 ⑲(イ)欄並びに⑳(ホ)、(ハ)、(カ)、(ケ)及び(コ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 11 ⑲(ニ)欄には、⑲(ハ)欄の数に⑱欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑲(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 12 ㉑欄及び㉒欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 13 ⑲(ハ)及び(ニ)欄、㉑(リ)、(カ)及び(ケ)欄並びに㉒欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 ㉓欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 15 ㉔欄には、⑲(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、㉒欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.3であること。
- 16 E欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

様式第6号の3(2) (第4条関係) (表面)

障害者雇用状況報告書
(法第45条の2の認定を受けた事業主用、グループ全体)

(日本産業規格A列4)

令和 年 6月 1日現在

□□□□ - □□□□□□□□ - □□

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

A 親事業主	(ふりがな)		③ 主たる事務所の所在地	〒	—								
	① 法人名称			(TEL)	—	—							
	(ふりがな)												
	② 氏名又は代表者氏名												
	④ 法人番号												
B 雇用の状況	区 分		合 計	C 事業主ごとの内訳									
	⑤ 適用事業所番号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	⑥ 親事業主・関係子会社の別												
	⑦ 名称及び代表者の氏名												
	⑧ 主たる事務所の所在地												
	⑨ 常用雇用労働者の数												
	(A) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(B) 短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(C) 常用雇用労働者の数 [(A)+(B)×0.5]		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(D) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	⑩ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数												
	(A) 重度身体障害者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(B) 重度身体障害者以外の身体障害者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(C) 重度身体障害者である短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(D) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(E) 身体障害者の数 [(A)+(B)+(C)+(D)×0.5]		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(F) 重度知的障害者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(G) 重度知的障害者以外の知的障害者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(H) 重度知的障害者である短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(I) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(J) 知的障害者の数 [(F)+(G)+(H)+(I)×0.5]		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(K) 精神障害者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(L) 精神障害者である短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(M) 精神障害者の数 [(K)+(L)×0.5]		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
⑪ 計 [(E)+(J)+(K)+(M)]		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
⑫ 実雇用率 [(⑪)/(⑨)×100]													
⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(⑨)×法定雇用率]-⑪]													
D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数													
視覚障害者 (第1号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
音声・言語・そしゃく機能障害者 (第3号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
肢体不自由者 (第4号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
内部障害者 (第5号に該当する者)		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
E 障害者雇用推進者	役職名	氏名	F 記入担当者	所属部課名	氏名								

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所 処理欄

様式第六号の三(2)を次のように改める。

様式第6号の3(2) (裏面)

〔注意〕

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の2の特例における関係子会社（以下単に「関係子会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成すること。
- 2 親事業主が個人である場合には、①欄及び⑦欄については当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 親事業主が個人である場合には、③欄及び⑧欄については当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ⑥欄については、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）を含まない親事業主の場合は「1」を、A型事業所を含む親事業主の場合は「2」を、A型事業所を含まない関係子会社の場合は「3」を、A型事業所を含む関係子会社の場合は「4」を記載すること。
この際、親事業主、A型事業所を含まない関係子会社、A型事業所を含む関係子会社の順に記載すること。
- 5 ⑨(イ)欄並びに⑩(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者を含めないこと。
- 6 Cの⑨欄から⑪欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の3(1)「障害者雇用状況報告書（法第45条の2の認定を受けた事業主用、事業所別）」のCの⑨欄から⑪欄までに記載した数字を記載すること。
- 7 ⑩欄及び⑪欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 8 ⑨(ハ)及び(ニ)欄、⑩(リ)、(カ)及び(レ)欄並びに⑪欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9 ⑫欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑬欄には、⑨(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑪欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.3であること。
- 11 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

様式第6号の4(1) (第4条関係) (表面)

障害者雇用状況報告書
(法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、事業主別)

(日本産業規格A列4)

令和 年 月 日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。		令和 年 月 日		公共職業安定所長 殿					
A 事業協同組合等	(ふりがな) ① 法人名称	③ 主たる事務所の所在地	〒	—	④ 事業の種類	産業分類	⑤ 事業所の数		
	(ふりがな) ② 氏名又は代表者氏名		(TEL)	—				—	
	⑥ 法人番号								
B 特定事業主	(ふりがな) ⑦ 法人名称	③ 主たる事務所の所在地	〒	—	⑩ 事業の種類	産業分類	⑪ 事業所の数		
	(ふりがな) ⑧ 氏名又は代表者氏名		(TEL)	—				—	
	⑫ 法人番号								
C 雇用の状況	区分		合計		D 事業所別の内訳				
	⑬ 通用品業所番号	/	—	—	—	—	—	—	—
	⑭ 事業所の名称		—	—	—	—	—	—	—
	⑮ 事業所の区分 1 指定就労継続支援A型事業所 2 上記1以外		—	—	—	—	—	—	—
	⑯ 事業所の所在地		—	—	—	—	—	—	—
	⑰ 事業の内容		—	—	—	—	—	—	—
	⑱ 除外率		—	—	—	—	—	—	—
	⑲ 常用雇用労働者の数		—	—	—	—	—	—	—
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人	人	人	人	人	人	人
	(ロ) 短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人	人
(ハ) 常用雇用労働者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人		人	人	人	人	人	人	
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	人	人	人	人	人	人	人		
⑳ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	人		
(a) 重度身体障害者の数	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
(i) 重度身体障害者である短時間労働者の数	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
(f) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
(g) 身体障害者の数 [(a×2)+(イ)+(f)×0.5]	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
(k) 重度知的障害者の数	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
(o) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
(j) 重度知的障害者である短時間労働者の数	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
(n) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
(h) 知的障害者の数 [(k×2)+(j)+(n)×0.5]	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
(r) 精神障害者の数	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
(s) 精神障害者である短時間労働者の数	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
(u) 精神障害者の数 [(r)+(s)]	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
㉑ 計 [(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)+(h)+(i)+(j)+(k)+(l)+(m)+(n)+(o)+(p)+(q)+(r)+(s)+(t)+(u)]	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人		
㉒ 実雇用率 (㉑)/(㉒)×100	%								
㉓ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(㉑)×法定雇用率]-㉒	人								
E 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数									
視覚障害者 (第1号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人		
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人		
音声・言語・そしゃく機能障害者 (第3号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人		
肢体不自由者 (第4号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人		
内部障害者 (第5号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人		

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所 処理欄	
------------	--

様式第六号の四(1)を次のように改める。

様式第6号の4(1) (裏面)

〔注意〕

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の3の特例の認定を受けた事業協同組合等の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の3の特例における特定事業主（以下単に「特定事業主」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主（以下単に「実際の雇用主」という。）ごとにそれぞれ別葉とすること。
なお、特定有限責任事業組合の組合員の肩書付名義で労働者と雇用契約を締結した場合は、当該労働者の「実際の雇用主」を当該特定有限責任事業組合とみなすこととする。
- 2 ①欄については、法人格を有していない特定有限責任事業組合についても、組合の名称を記載すること。
- 3 ④欄及び⑩欄には、当該事業協同組合等又は企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 4 ⑤欄及び⑪欄には、当該事業協同組合等又は企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 5 ⑥欄については、特定有限責任事業組合については、記載しないこと。
- 6 B欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が事業協同組合等である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。
- 7 ⑮欄には、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）の場合は「1」を、それ以外の事業所である場合は「2」を記載すること。
- 8 ⑰欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 9 ⑱欄には、⑰欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 10 ⑲(イ)欄並びに⑳(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 11 ⑲(ニ)欄には、⑲(ハ)欄の数に⑱欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑲(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 12 ㉑欄及び㉒欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 13 ⑲(ハ)及び(ニ)欄、㉑(リ)、(カ)及び(レ)欄並びに㉒欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 ㉓欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 15 ㉔欄には、⑲(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、㉒欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.3であること。
- 16 E欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

様式第6号の4(2) (第4条関係) (表面)

(日本産業規格A列4)

Form for registration number and other identifiers.

障害者雇用状況報告書 (法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、グループ全体)

令和 年 月 日現在

Main reporting form with sections A (Company Info), B (Employment Status), C (Business Breakdown), and D (Disability Categories).

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

Form for designated person and handling authority.

様式第六号の四(2)を次のように改める。

様式第6号の4(2) (裏面)

〔注意〕

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の3の特例の認定を受けた事業協同組合等の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の3の特例における特定事業主（以下単に「特定事業主」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成すること。
- 2 ①欄については、法人格を有していない特定有限責任事業組合についても、組合の名称を記載すること。
- 3 ④欄については、特定有限責任事業組合については、記載しないこと。
- 4 ⑥欄については、事業協同組合等の場合は「1」を、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）を含まない特定事業主の場合は「2」を、A型事業所を含む特定事業主の場合は「3」を記載すること。
この際、事業協同組合等、A型事業所を含まない特定事業主、A型事業所を含む特定事業主の順に記載すること。
- 5 ⑨(イ)欄並びに⑩(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者を含めないこと。
- 6 Cの⑨欄から⑪欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の4(1)「障害者雇用状況報告書（法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、事業主別）」のCの⑨欄から⑪欄までに記載した数字を記載すること。
- 7 ⑩欄及び⑪欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 8 ⑨(ハ)及び(ニ)欄、⑩(リ)、(カ)及び(レ)欄並びに⑪欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9 ⑫欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑬欄には、⑨(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑪欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.3であること。
- 11 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

様式第6号の6(第4条の2第2項関係)(表面)

(日本産業規格A列4)

様式第六号の六を次のように改める。

親事業主及び子会社の概要

令和 年 月 日現在

A 親事業主の概要	① 氏名又は名称	② 住所又は主たる事務所の所在地	③ 事業の種類	産業分類番号	④ 事業所の数	⑤ 直近の事業年度の末日における資本金の額
B 子会社の概要	⑥ 名称及び代表者の氏名	⑦ 主たる事務所の所在地	⑧ 事業の種類	産業分類番号	⑨ 事業所の数	
C 親事業主の所有する議決権	⑩ 子会社の総株主又は総社員の議決権の数		⑪ ⑩のうち親事業主の所有する議決権の数		⑫ $\frac{\text{⑩}}{\text{⑩}} \times 100$	%
D 子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況	⑬ 常用雇用労働者の数	(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)				人
		(ロ) 短時間労働者の数				人
		(ハ) 常用雇用労働者の数[イ+(ロ×0.5)]				人
	⑭ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数	(イ) 重度身体障害者の数				人
		(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数				人
		(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者の数				人
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数				人
		(ホ) 重度知的障害者の数				人
		(ヘ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数				人
		(ト) 重度知的障害者である短時間労働者の数				人
		(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数				人
		(リ) 精神障害者の数				人
	(ル) 精神障害者である短時間労働者の数				人	
	(ル) 計[イ+ロ+ホ+ヘ+リ+(ハ+ニ+ト+チ)×0.5]+ヌ]				人	
	⑮ $\frac{\text{⑭のル}}{\text{⑬のハ}} \times 100$			⑯ $\frac{\text{⑭のル}-\{\text{⑭のロ}+(\text{⑭のニ} \times 0.5)\}}{\text{⑭のル}} \times 100$		
%			%			
E 親事業主と子会社の人的関係	⑰ 子会社の役員数の親事業主からの選任状況	(イ) 子会社の役員数	(ロ) (イ)のうち親事業主の役員又は職員から選任されている者の数	(ハ) $\frac{\text{(ロ)}}{\text{(イ)}} \times 100$	(ニ) 親事業主から選任されている役員の氏名、子会社における役職及び略歴	
		人	人	%		
⑱ 子会社の従業員のうち親事業主から派遣されている者の状況	(イ) 子会社の従業員の総数	(ロ) (イ)のうち親事業主から派遣されている者の数	(ハ) $\frac{\text{(ロ)}}{\text{(イ)}} \times 100$	(ニ) 親事業主から派遣されている者の主な職名		
	人	人	%			
F 子会社における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況	⑲ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別に配慮した施設又は設備の概要					
	⑳ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別な配慮の状況					
	(イ) 専任の指導員等の配置状況			(ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況		
㉑ 親事業主から子会社に対する発注等親事業主が子会社の経営の安定のために措置を講じている場合はその内容						

様式第6号の6 (裏面)

〔注意〕

- 1 ①欄の名称については、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ③欄及び⑧欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ④欄及び⑨欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 4 親事業主がこの申請に係る子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類（親事業主の直近の有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定するものをいう。）又は附属明細書（会社法第435条第2項に規定するものをいう。）の写し、この申請に係る子会社の株主名簿又は出資口数名簿等）を添付すること。
- 5 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告（様式第6号又は様式第6号の2(1)）（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条又は第45条の特例の認定を受けている者については、当該特例に係る子会社及び関係会社（以下「特例会社」という。）に係るものを含む。）を添付すること。
また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況（特例会社（現在申請中のものを含む。）及びこの申請に係る子会社に雇用されている労働者に係るものを含む。）について、障害者雇用状況報告（様式第6号の2(2)）に準じて作成した書面を添付すること。
- 6 ⑬(ハ)欄及び⑭(ル)欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 7 ⑫欄、⑮欄、⑯欄、⑰(ハ)欄及び⑱(ハ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 8 ⑬(イ)欄並びに⑭(イ)、(ロ)、(ホ)、(ヘ)及び(リ)欄には、短時間労働者の数は含めないこととする。
- 9 D欄には、申請日の雇用状況に基づき記載すること。
- 10 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第6号の10 (第4条の4第2項関係) (表面)

(日本産業規格A列4)

親事業主及び関係子会社の概要

令和 年 月 日現在

A 親事業主の概要					
① 名称及び代表者の氏名	② 主たる事務所の所在地	③ 事業の種類	④ 事業所の数	⑤ 直近の事業年度の末日における資本金の額	
⑥ 障害者雇用推進者	(イ) 役職名	(ロ) 氏名			
B 関係子会社の概要					
⑦ 名称及び代表者の氏名	⑧ 主たる事務所の所在地	⑨ 事業の種類	⑩ 事業所の数	⑪ 直近の事業年度の末日における資本金の額	
() 公共職業安定所					
C 親事業主の所有する議決権					
⑫ 関係子会社の総株主又は総社員の議決権の数	⑬ ⑫のうち親事業主の所有する議決権の数	⑭ $\frac{⑬}{⑫} \times 100$			
%					
D 関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況					
⑮ 常用雇用労働者の数	⑯ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数				
(イ) 常用雇用労働者数 (短時間労働者を除く)	(ア) 重度身体障害者数	(イ) 重度知的障害者である短時間労働者数			
(ロ) 短時間労働者数	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数			
(ハ) 常用雇用労働者の総数 [(イ)+(ロ)×0.5]	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	(ハ) 知的障害者数 [(イ×2)+(ロ×0.5)]			
	(ホ) 身体障害者数 [(イ×2)+(ロ×0.5)]	(ニ) 精神障害者数			
⑰ ⑮のハ×1.2%	(ヘ) 重度知的障害者数	(ヘ) 精神障害者である短時間労働者数			
	(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者数	(ト) 精神障害者数 [(イ)+(ロ)]			
E-1 関係子会社における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況					
⑱ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別な配慮をした施設又は設備の概要					
⑲ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別な配慮の状況					
(イ) 専任の指導員等の配置状況	(ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況				
⑳ 親事業主から子会社に対する発注等親事業主が子会社の経営の安定のために措置を講じている場合はその内容					
E-2 関係子会社と他の関係子会社の人的関係又は営業上の関係					
E-2(1) 人的関係	㉑ 他の関係子会社の役員Bの関係子会社からの選任状況	(イ) 他の関係子会社の役員数	(ロ) (イ)のうちBの関係子会社の役員又は職員から選任されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) Bの関係子会社から選任されている役員Bの氏名、他の関係子会社における役職及び略歴
	㉒ 他の関係子会社の従業員のうちBの関係子会社から派遣されている者の状況	(イ) 他の関係子会社の従業員の総数	(ロ) (イ)のうちBの関係子会社から派遣されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) Bの関係子会社から派遣されている者の主な職名
E-2(2) 営業上の関係	㉓ Bの関係子会社の直近の事業年度における他の関係子会社に対する発注の実績		㉔ Bの関係子会社の次の事業年度における他の関係子会社に対する発注の見込み		
	千円		千円		

様式第六号の十を次のように改める。

様式第6号の10 (裏面)

〔注意〕

- 1 「関係子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例における関係子会社をいうものであること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ②欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ③欄及び⑨欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ④欄及び⑩欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 6 ⑥欄の障害者雇用推進者とは、法第78条の規定に基づいて選任され、かつ、この申請に係る関係子会社についても法第78条第1号に掲げる業務を行う者をいうものであること。
- 7 B欄には、この申請に係る関係子会社について記載すること。
- 8 ⑧欄の（ ）内には、この申請に係る関係子会社の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。
- 9 親事業主が当該関係子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類（親事業主の直近の有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定するものをいう。）又は附属明細書（会社法第435条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の写し、当該関係子会社の株主名簿又は出資口数名簿等）を添付すること。
- 10 ⑭欄、⑳(ハ)欄及び㉑(ハ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 11 ⑮(イ)欄並びに⑰(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 12 ⑯欄には、⑮欄の数に1.2%を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を記載すること。
- 13 ⑰(ハ)欄並びに⑰(ホ)、(ヌ)、(リ)及び(カ)欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 E欄については、関係子会社における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況に応じて、E-1又はE-2のいずれかを選択して記入すること。
 - (1) E-2欄については、この申請に係る関係子会社と他の関係子会社との関係について、E-2(1)又はE-2(2)のいずれかを選択して記入すること。
 - (2) ㉒欄については、他の関係子会社が雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者の行う業務に関し、当該他の関係子会社に対して発注した実績（受注した関係子会社が複数あるときは発注額の合計額）を記載すること。なお、この申請に係る関係子会社から他の関係子会社に対する発注の実績を証明するもの（当該他の関係子会社の直近の附属明細書又は領収書の写し等。受注した他の関係子会社が複数あるときは関係子会社ごとの実績を証明するもの。）を添付すること。
 - (3) ㉓欄については、発注計画書を添付すること。
- 15 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告（様式第6号）及びこの申請に係る関係子会社の障害者雇用状況報告（様式第6号又は様式第6号の2(1)）（法第44条又は法第45条の特例に係る子会社又は関係会社（以下「特例会社」という。）に係るものを含み、当該関係子会社が新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合においては申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告（様式第6号の3(1)）に準じて作成した書面）を添付すること。

また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況及びこの申請に係る関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況（当該関係子会社に係るすべての特例会社に雇用されている労働者を含む。）について、障害者雇用状況報告（様式第6号の3(2)）に準じて作成した書面を添付すること。
- 16 15において添付する書面において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の不足数が0人でない場合には、障害者雇用促進計画を添付すること。
- 17 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第6号の12 (第4条の5第2項関係) (表面)

(日本産業規格A列4)

事業協同組合等及び特定事業主の概要

令和 年 月 日現在

様式第六号の十二を次のように改める。

A 事業協同組合等の概要									
① 名称及び代表者の氏名		② 主たる事務所の所在地			③ 事業の種類		産業分類番号		④ 事業所の数
B 特定事業主の概要									
⑤ 名称及び代表者の氏名		⑥ 主たる事務所の所在地			⑦ 事業の種類		産業分類番号		⑧ 事業所の数
⑨ 子会社特認認定等の有無 (有・無) (公共職業安定所)									
C 事業協同組合等の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況									
⑩ 常用雇用労働者の数		⑪ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数						⑫	
(イ) 常用雇用労働者数	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(イ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人			⑫のル ⑫のハ × 100	
(ロ) 短時間労働者数	人	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人				
(ハ) 常用雇用労働者の総数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(ハ) 精神障害者数	人				
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ニ) 精神障害者である短時間労働者数	人				
		(ホ) 重度知的障害者数	人	(ホ) 計 [(イ)+(ロ+ホ+ヘ)+((ハ+ニ+ト+チ)×0.5)+ヌ]	人				
		(ヘ) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人		人				
D 事業協同組合等における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況									
⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別な配慮をした施設又は設備の概要									
⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別な配慮の状況									
(イ) 専任の指導員等の配置状況					(ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況				
E 特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況									
⑬ 常用雇用労働者の数		⑭ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数							
(イ) 常用雇用労働者数 (短時間労働者を除く)	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(イ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人				
(ロ) 短時間労働者数	人	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人				
(ハ) 常用雇用労働者の総数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(ハ) 知的障害者数[(イ×2)+(ロ×0.5)]	人				
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ニ) 精神障害者数	人				
		(ホ) 身体障害者数[(イ×2)+(ロ+ハ)×0.5]	人	(ホ) 精神障害者である短時間労働者数	人				
		(ヘ) 重度知的障害者数	人	(ヘ) 精神障害者数[ル+ヲ]	人				
		(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人	(ト) 計[ホ+ヌ+ワ]	人				
F 事業協同組合等と特定事業主の人的関係又は営業上の関係									
F-1 人的関係		⑮ 事業協同組合等の役員の数		⑯ (イ)のうち特定事業主の役員又は職員から選任されている者の数		⑰		(ニ) 特定事業主から選任されている役員、事業協同組合等における役職及び略歴	
		(イ) 事業協同組合等の役員数	人	(ロ) (イ)のうち特定事業主の役員又は職員から選任されている者の数	人	$\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$			
		(イ) 事業協同組合等の従業員のうち特定事業主からの派遣されている者の状況	人	(ロ) (イ)のうち特定事業主から派遣されている者の数	人	$\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$		(ニ) 特定事業主から派遣されている者の主な職名	
F-2 営業上の関係		⑱ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注 (売上げ)の実績			⑲ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注 (売上げ)の見込み				
		千円			千円				

様式第6号の12 (裏面)

〔注意〕

- 1 「事業協同組合等」及び「特定事業主」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の3の特例における事業協同組合等及び特定事業主をいうものであること。
- 2 ③欄及び⑦欄には、当該事業協同組合又は特定事業主の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ④欄及び⑧欄には、当該事業協同組合等又は特定事業主に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 4 B欄には、この申請に係る特定事業主について記載すること。
- 5 ⑥欄の（ ）内には、この申請に係る特定事業主の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。
- 6 事業協同組合等であることを示す書類（事業協同組合等に係る登記簿謄本の写し等）及び特定事業主が当該事業協同組合等に出资しており、雇用促進事業（法第45条の3第1項第3号に規定するものをいう。）に係る共同事業に参加していることを示す書類（組合員名簿等の写し）を添付すること。
- 7 ⑨欄には、この申請に係る特定事業主が子会社特例（法第44条）、関係会社特例（法第45条）、関係子会社特例（法第45条の2）若しくは他の特定事業主特例（法第45条の3）の認定を受けている場合又はこれらの認定に係る子会社、関係会社、関係子会社若しくは特定事業主である場合には「有」に、そうでない場合には「無」に○を付けること。
- 8 ⑩(イ)欄、⑪(イ)、(ロ)、(ハ)及び(リ)欄、⑫(イ)欄並びに⑬(イ)、(ロ)、(ハ)、(ト)及び(ル)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 9 ⑭欄、⑮(ハ)欄及び⑯(ハ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑩(ハ)欄、⑪(ル)欄、⑫(ハ)欄及び⑬(ホ)、(セ)、(リ)及び(カ)欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 11 F欄については、当該事業協同組合等と当該特定事業主との関係について、F-1又はF-2のいずれかを選択して記入すること。
 - (1) ⑰欄については、当該事業協同組合等の受注（売上げ）の実績を証明するもの（領収書の写し等）を添付すること。
 - (2) ⑱欄については、発注計画書を添付すること。
- 12 当該事業協同組合等の定款、規約等（当該事業協同組合等が障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況に応じて徴収に係る経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあるもの）の写しを添付すること。
- 13 直近の6月1日現在における事業協同組合等の障害者雇用状況報告（様式第6号）及びこの申請に係る特定事業主の障害者雇用状況報告（様式第6号）（常用労働者数が43.5人未満である場合、新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合においては申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告（様式第6号の4(1)）に準じて作成した書面）を添付すること。

また、申請の日現在における事業協同組合等の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況及びこの申請に係る特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者雇用状況報告（様式第6号の4(2)）に準じて作成した書面を添付すること。
- 14 法第45条の3第1項第3号の実施計画を添付すること。
- 15 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第7号の2 (第5条の2関係)

様式第七号の二を次のように改める。

在宅就業支援団体登録申請書

1	登録番号	2	登録年月日	年	月	日
3	申請法人の名称及びその代表者の氏名					
4	申請法人の住所	電話()				
5	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地					
6	実施業務の継続的な実施の対象となる在宅就業障害者の人数					
7	管理者以外の従事経験者の人数					
8	管理者の氏名					
9	在宅就業障害者に係る業務以外の業務を実施しているか否かの区別	(実施している。 実施していない。)				

年 月 日

収入
印紙

厚生労働大臣 殿

備考

- 1及び2の欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。
- 2 9の欄中()内は、該当しない文字を抹消すること。
- 3 この申請書には、所定の登録免許税に相当する領収証書又は収入印紙をはること(登録の更新を行う場合は除く)。その際、領収証書は裏面にはること。
- 4 収入印紙は、申請法人において消印しないこと。

様式第7号の3 (第5条の3関係)

様式第七号の三を次のように改める。

在宅就業支援団体登録事項変更届出書

登 録 番 号		
在宅就業支援団体の名称及び その代表者の氏名		
在宅就業支援団体の住所		電 話 ()
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変更しようとする年月日		
変 更 の 理 由		

年 月 日

厚生労働大臣 殿

備考 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第 7 号の 7 (第 5 条の 6 関係) (表面)

(日本産業規格 A 列 4)

様式第七号の七を次のように改める。

在宅就業支援団体業務報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 36 条の 13 の規定により、下記のとおり報告します。 令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿	
① 登録番号	
② 在宅就業支援団体の名称及びその代表者の氏名	
③ 在宅就業支援団体の住所	電 話 ()
④ 法第 74 条の 3 第 3 項各号の規定に該当しているか否かの区別	(該当している。該当していない。)
⑤ 実施業務の具体的な内容	
⑥ 在宅就業障害者が実施する物品製造等業務の種類	
⑦ 実施業務の継続的な実施の対象となる在宅就業障害者の人数	名
⑧ 管理者以外の従事経験者の氏名	
⑨ 管理者の氏名	
⑩ 実施業務を行うために設置されている施設及び設備の概要	
⑪ 前年度における「業務契約に基づき事業主から支払われた金額の総額」	円
⑫ 前年度における「在宅就業契約に基づき在宅就業障害者に支払った業務の対価の総額」	円
⑬ 前年度における「在宅就業障害者に係る業務に要する経費の総額」	円
⑭ 前年度における「在宅就業障害者に支払った業務の対価の比率」 (⑫/⑪)	%
⑮ 前年度における「在宅就業障害者に係る業務に要する経費の比率」 (⑬/ (⑫+⑬))	%
記入担当者氏名	

様式第7号の7 (裏面)

[注意]

- 1 ④欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第74条の3第3項各号の在宅就業支援団体の欠格事由に該当しているか否かについて、該当しない文字を抹消すること。
- 2 ⑤欄には、法第74条の3第4項第1号イからニまでに掲げる業務（以下「実施業務」という。）の具体的な内容を記載すること。
- 3 ⑥欄には、申請法人との間で締結した在宅就業契約に基づき在宅就業障害者が実施する物品製造等業務のすべての種類を、例えば「ホームページ作成」、「データ入力」のように具体的に記載すること。
- 4 ⑦欄には、本年4月1日現在において実施業務の継続的な実施の対象となる在宅就業障害者の人数を記載すること。
- 5 ⑧欄には、則第36条の3第1項第3号へに規定する管理者以外の従事経験者の氏名を記載すること。
- 6 ⑨欄には、法第74条の2第4項第3号の管理者の氏名を記載すること。
- 7 ⑩欄には、実施業務を行うために必要な施設及び設備の具体的な内容（事務所、在宅就業障害者との連絡を行うための通信回線等）を記載すること。
- 8 ⑪欄には、前年度における、則第36条の5第1項第3号に規定する業務契約（以下「業務契約」という。）に基づき事業主から支払われた金額の総額を記載すること。なお、複数の事業主から金額が支払われた場合には、その金額の合計額を記載すること。
- 9 ⑫欄には、前年度における、法第74条の2第3項第2号に規定する在宅就業契約に基づき在宅就業障害者に対して支払った業務の対価の総額を記載すること。なお、複数の在宅就業障害者に対して業務の対価を支払った場合は、その金額の合計額を記載すること。
- 10 ⑬欄には、在宅就業支援団体が、在宅就業障害者に係る業務に要する経費（事務経費、機器貸出の賃借料等）として、「業務契約に基づき事業主から支払われた金額」から差引いた額の合計額を記載すること。
- 11 ⑭欄には、⑫を⑪で除して得た率を記載すること。なお、小数点以下第2位を四捨五入した数を記載すること。
- 12 ⑮欄には、⑬を「⑫に⑬を加えた数」で除して得た率を記載すること。なお、小数点以下第2位を四捨五入した数を記載すること。
- 13 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載の上、提出すること。

○厚生労働省令第四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令
（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

		改	正	後	改	正	前
		<p>（事業協同組合等）</p> <p>第八条の八 法第四十五条の三第二項の厚生労働省令で定める事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第四十五条の三第二項に規定する特定有限責任事業組合</p> <p>三 五 （略）</p> <p>（特定有限責任事業組合の要件）</p> <p>第八条の九 法第四十五条の三第二項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）又は小規模の事業者（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第七条第一項第一号イ又はロに掲げる者をいい、中小企業者を除く。）のみがその組合員となつてゐること。</p> <p>二 その組合員たる事業主が雇用する労働者の数が常時法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上であること。</p>			<p>（事業協同組合等）</p> <p>第八条の八 法第四十五条の三第二項の厚生労働省令で定める事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 四 （新設）</p> <p>三 五 （略）</p> <p>（新設）</p>		

三 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第四条第一項に規定する組合契約書（次号及び第五号において「組合契約書」という。）に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当該存続期間が更新される旨が記載又は記録されていること。

四 組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること。

五 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組合員の過半数若しくはこれを上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載又は記録されていること。

六 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められないこと。

（特定有限責任事業組合の解散の事由が生じた場合の措置）

第八条の十 法第四十五条の第三項第四号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 解散の事由が生じた場合に、特定有限責任事業組合が雇用する障害者である労働者（次号において「特定障害者」という。）を、当該特定有限責任事業組合の組合員たる事業主（次号において「特定事業主」という。）が雇用すること。

二 解散の事由が生じた場合に、特定事業主が協力して、障害者を雇用する意思がある事業主（特定事業主を除く。）に対し、特定障害者の雇入れを求めることその他の特定障害者の新たな雇用の機会を提供すること。

（法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所）

第三十六条 法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所は、対象障害者が物品製造等業務（物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務をいう。以下同じ。）を実施するために必要な施設及び設備を有する場所並びに就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜が供与される場所その他これらに類する場所（在宅就業契約（同項第二号に規定する在宅就業契約をいう。以下同じ。）を締結した事業主（在宅就業支援団体（法第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。以下同じ。）を除く。以下この節において同じ。）の事業所その他これに類する場所を除く。）とする。

（事業主による在宅就業契約の締結等に係る基準）

第三十六条の二 事業主は、次の各号に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業契約の締結、在宅就業契約に基づく在宅就業障害者（法第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。以下同じ。）に対する就業機会の提供及び業務の対価の支払並びにこれらに附帯する業務を行わなければならない。

一～八（略）

（登録の申請）

第三十六条の三 法第七十四条の三第二項の登録の申請をしようとする法人（以下この条において「申請法人」という。）は、厚生労働大臣の定める様式による書面に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～二（略）

三 次の事項を記載した書面

イ 申請法人の役員の氏名

ロ（略）

（削る）

（新設）

（法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所）

第三十六条 法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所は、対象障害者が物品製造等業務（物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務をいう。以下同じ。）を実施するために必要な施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜が供与される場所並びに障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所（在宅就業契約（同項第二号に規定する在宅就業契約をいう。以下同じ。）を締結した事業主（在宅就業支援団体（法第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。以下同じ。）を除く。以下この節において同じ。）の事業所その他これに類する場所を除く。）とする。

（事業主による在宅就業契約の締結等に係る基準）

第三十六条の二 事業主は、次の各号に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業契約の締結、在宅就業契約に基づく在宅就業障害者（法第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。以下同じ。）に対する就業機会の提供及び業務の対価の支払い並びにこれらに附帯する業務を行わなければならない。

一～八（略）

（登録の申請）

第三十六条の三 法第七十四条の三第二項の登録の申請をしようとする法人（以下この条において「申請法人」という。）は、厚生労働大臣の定める様式による書面に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～二（略）

三 次の事項を記載した書面

イ 申請法人の役員の氏名及び略歴

ロ（略）

ハ 申請法人との間で締結した在宅就業契約に基づき在宅就業障害者が実施する物品製造等業務の種類

ハ 在宅就業障害者（申請法人が行う実施業務の継続的な実施の対象となる者に限る。二及びホにおいて同じ。）の氏名

二・ホ（略）

ヘ 実施業務を実施する法第七十四条の三第四項第二号に規定する従事経験者であつて、管理者（同項第三号の管理者をいう。以下同じ。）でないもの（以下「管理者以外の従事経験者」という。）の氏名及び経歴

ト 管理者の経歴

チ（略）

二（削る）

2（略）

（業務運営基準）

第三十六条の六 在宅就業支援団体は、次に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業障害者に係る業務を行わなければならない。

一〇七（略）

八 在宅就業契約に基づく物品製造等業務の対価の支払に関して、当該支払の金額及び年月日を記載した領収書、金融機関が作成した振込みの明細書その他これに類する書面を三年間保存すること。

九〇十四（略）

（業務規程）

第三十六条の八（略）

2 在宅就業支援団体の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一〇三（略）

四 管理者の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五〇十（略）

3（略）

（帳簿）

第三十六条の十二 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から三年間保存しなければならない。

一〇三（略）

四 管理者以外の従事経験者及び管理者の氏名

五（略）

（在宅就業障害者に係る業務に関する報告）

第三十六条の十三（略）

2 法第七十四条の三第二十一項の規定により、在宅就業支援団体が報告すべき事項は、次のとおりとする。

一〇五（略）

六 管理者以外の従事経験者及び管理者の氏名

七〇十（略）

二 在宅就業障害者（申請法人が行う実施業務の継続的な実施の対象となる者に限る。ホ及びヘにおいて同じ。）の氏名及び当該在宅就業障害者が在宅就業を行う場所

ホ・ヘ（略）

ト 実施業務を実施する法第七十四条の三第四項第二号に規定する従事経験者であつて、専任の管理者（同項第三号の専任の管理者をいう。以下同じ。）でないもの（以下「管理者以外の従事経験者」という。）の氏名及び経歴

チ 専任の管理者の経歴

リ（略）

又 在宅就業障害者に係る業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

二（略）

（業務運営基準）

第三十六条の六 在宅就業支援団体は、次に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業障害者に係る業務を行わなければならない。

一〇七（略）

八 在宅就業契約に基づく物品製造等業務の対価の支払いに関して、在宅就業障害者から、金額及び年月日を記載した領収書その他これに類する書面を受け取り、当該書面を三年間保存すること。

九〇十四（略）

（業務規程）

第三十六条の八（略）

2 在宅就業支援団体の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一〇三（略）

四 専任の管理者の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五〇十（略）

3（略）

（帳簿）

第三十六条の十二 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から三年間保存しなければならない。

一〇三（略）

四 管理者以外の従事経験者及び専任の管理者の氏名

五（略）

（在宅就業障害者に係る業務に関する報告）

第三十六条の十三（略）

2 法第七十四条の三第二十一項の規定により、在宅就業支援団体が報告すべき事項は、次のとおりとする。

一〇五（略）

六 管理者以外の従事経験者及び専任の管理者の氏名

七〇十（略）

<p>第十七条から第二十九条まで 削除</p>	<p>改 正 後</p>	<p>第十七条から第二十七条まで 削除 (特定有限責任事業組合の要件) 第二十八条 法第二十条の四第一項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。 一 中小企業者(法第二十条の四第一項に規定する「中小企業者」をいう。以下この号において同じ。)又は小規模の事業者(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第七條第一項第一号イ又はロに掲げる者をいい、中小企業者を除く。)のみがその組合員となつていふこと。 二 法第八條第七項に規定する認定の申請がなされた区域計画に定められた国家戦略特別区域障害者雇用創出事業が実施される国家戦略特別区域内のみに事業所を有していること。</p>	<p>改 正 前</p>
<p>第七条 削除</p>	<p>(厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正) 第二条 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号)の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>附則 (法第三十八條第三項の厚生労働省令で定める数に関する特例) 第四条 法第三十八條第三項の厚生労働省令で定める数は、第四条の十三の規定にかかわらず、法第三十七條第二項に規定する精神障害者である短時間勤務職員については、一人とする。 (削る) (削る) (削る) 第五条 削除 (法第四十三條第三項、第四十四條第三項及び第四十五條の二第四項の厚生労働省令で定める数に関する特例) 第六条 法第四十三條第三項、第四十四條第三項及び第四十五條の二第四項の厚生労働省令で定める数は、当分の間、第六條の規定にかかわらず、法第三十七條第二項に規定する精神障害者である短時間労働者については、一人とする。 (削る) (削る) 第七条 前條の規定は、令和五年三月三十一日までに同條各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。</p>	<p>附則 (法第三十八條第三項の厚生労働省令で定める数に関する特例) 第四条 法第三十八條第三項の厚生労働省令で定める数は、第四条の十三の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、一人とする。 一 法第三十七條第二項に規定する精神障害者である短時間勤務職員 二 その採用の日又は精神保健福祉法第四十五條第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日(知的障害があると判定されていた者が、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、当該判定の日)のいずれか遅い日から起算して三年を経過するまでの間にある者(その採用前三年以内に当該国又は地方公共団体の職員を退職した者を除く。) 第五条 前條の規定は、令和五年三月三十一日までに同條各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。 (法第四十三條第三項、第四十四條第三項及び第四十五條の二第四項の厚生労働省令で定める数に関する特例) 第六条 法第四十三條第三項、第四十四條第三項及び第四十五條の二第四項の厚生労働省令で定める数は、第六條の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、一人とする。 一 法第三十七條第二項に規定する精神障害者である短時間労働者 二 その雇入れの日又は精神保健福祉法第四十五條第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日(知的障害があると判定されていた者が、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、当該判定の日)のいずれか遅い日から起算して三年を経過するまでの間にある者(雇入れの日前三年以内に当該事業主(法第四十四條第一項、第四十五條第一項、第四十五條の二第一項又は第四十五條の三第一項の規定の適用を受ける事業主にあつては、これらの規定の適用を受ける当該事業主以外の事業主を含む。)の事業を退職した者を除く。) 第七条 前條の規定は、令和五年三月三十一日までに同條各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。</p>

(傍線部分は改正部分)

	<p>三 その組合員たる事業主が雇用する労働者の数が常時障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十三條第七項の厚生労働省令で定める数以上であること。</p> <p>四 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第四條第一項に規定する組合契約書（次号及び第六号において「組合契約書」という。）に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当該存続期間が更新される旨が記載又は記録されていること。</p> <p>五 組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること。</p> <p>六 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組合員の過半数若しくはこれを上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載又は記録されていること。</p> <p>七 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められないこと。</p> <p>（特定有限責任事業組合の解散の事由が生じた場合の措置）</p> <p>第二十九条 法第二十條の四第一項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 解散の事由が生じた場合に、特定有限責任事業組合が雇用する障害者である労働者（次号において「特定障害者」という。）を、当該特定有限責任事業組合の組合員たる事業主（次号において「特定事業主」という。）が雇用すること。</p> <p>二 解散の事由が生じた場合に、特定事業主が協力して、障害者を雇用する意思がある事業主（特定事業主を除く。）に対し、特定障害者の雇入れを求めるところその他の特定障害者の新たな雇用の機会を提供すること。</p>
--	---

附 則
この省令は、令和五年四月一日から施行する。